

はじめに、決算状況調書111ページの「子ども医療費助成制度」についてお尋ねします。

1、昨年度の決算実績で、子ども医療費助成制度の助成額は、18億4818万円となっています。2018年1月からの制度改正で、対象年齢が中学3年生になり、受診時の自己負担額が3歳から小3まで月額700円に引き上げられ、同じく薬剤費を新たに月額700円支払うこととなりました。制度の対象外だった小4以上は別として、負担増となった3歳から小3までについて、どのくらいの負担増となったのか、医療費と薬剤費それぞれに、年額ベースで説明ください。

2、3歳から小3までと、小4から中3まで、それぞれに本来負担すべき医療費額が何割ぐらい軽減されているのでしょうか。

3、子ども医療費助成は、子育て世帯の経済的支援を目的としています。対象年齢の拡大によって、3歳から小3までの負担が増えていることは、目的に反するものだと思いますが、市長の見解を伺います。

4、子育て世代の経済的支援に逆行している3歳から小3までの自己負担額の引上げは元に戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。

1点目、2点目は健康福祉局長に、3点目、4点目は市長に伺います。

(答弁)

事業の効果や影響が検証されていないことはわかりました。一方で、市長は「中三までの拡充によって多くの子育て世帯の負担軽減につながった」と答弁されました。しかし、医療と薬剤合わせて月額500円が1400円となった「3歳から小学3年生まで」の世帯は、自己負担額が3倍になっています。しかも、3歳から小3までが約47000人、小4から中3までが約36000人ですから、制度の対象となる子どもの圧倒的多数が負担増だということ認識すべきではありませんか。

(答弁)

市長がどのように言われようとも、大多数の子どもが負担増になっているのが現実です。2017年度と2018年度の助成額の決算額を比べると、1億1000万円程度しか増えておらず、入院を無料とし、対象年齢を中学3年生にまで引き上げたときに増やすべき予算を増やさず、3歳から小3までの自己負担額の増が財源となっているからです。一番安心して病院にかかれるようにしてあげたい人たちにどんな負担が発生しているのか、また、現行で中学生の医療・薬剤合わせた月額2400円の負担についても、どの程度負担軽減となっているのか、はつきりさせていく、その検証なしに、「拡充」などと軽々しくいふべきでないことを指摘致します。早急に実態を明らかにしていただくことを要望しておきます。

引き続き伺います。県下で、熊本市圏の12自治体を見ると、対象年齢で中学3年生までが10市、18歳までが2市です。しかも、9市が自己負担ゼロです。熊本市圏の各自治体をけん引すべき熊本市が、こんなにも遅れた状況なのは残念です。事業費をしっかりと確保して、自己負担のない制度にしていくべきではないでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

.....

市長は、何度も「昨年制度を拡充した」と言われましたが、実態はそうではありません。目的でもある、子育て世帯の負担軽減実現のためには、国へ要望しつつも、熊本市が財源を確保して県下自治体にならない完全無料化を速やかに実施すべきであることを指摘するとともに、実施を強く要望致します。

続いて、水道事業決算についてお尋ねいたします。

第1に、2018年度の給水停止世帯数は、2471件となっています。いったん停止した世帯のその後の復旧状況や、命の水・水道が止められた世

帯の状況についてはどのように把握されているのでしょうか。

第2に、料金減免において、県営水道である相模原市を除く政令市19市のうち7市で福祉減免を実施しています。本市でも、水道事業の黒字を加入者に還元し、生活困難を抱える世帯、所得が激減した世帯等への福祉減免を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点、水道事業管理者に伺います。

(答弁)

給水停止世帯については、支払相談等により柔軟に対応していると言われましたが、その世帯の置かれた状況の把握こそ大切ではないでしょうか。答弁によれば、74%1800世帯程度が2日以内に支払いをしているとのことです。しかし、5日間も水の止まった世帯が8%200世帯ほどあります。この世帯の中に子どもさんのいる世帯はなかったのでしょうか。福祉的な支援が必要な世帯はなかったのでしょうか。お尋ねします。

(答弁)

・・・・・・・・・・・・・・・・

給水停止世帯は年々減少していると言われますが、2500世帯もの方が料金支払いに苦慮し、水を止められるということはあってはならないと思います。福祉減免もしないと言われますが、検討くらいはされたのでしょうか。

(答弁)

・・・・・・・・・・・・・・・・

私ども日本共産党市議団は、何度も福祉減免の実施を求めてまいりました。貧困が日本の社会問題となつていくとき、7つの政令市が水道料金の福祉減免を、下水道料金にあっては11市が福祉減免を行っている訳ですから、検

討くらしいすべきではありませんか。給水停止世帯の状況把握と合わせて、福祉減免の検討・実施も強く要望しておきます。

最後に、「市営住宅の計画修繕」についてお尋ねいたします。

1、市営住宅の計画修繕に係る決算額の年次推移をお示しくください。
2、畳替え、風呂釜・給湯器・屋上防水・揚水ポンプ取り換えの更新周期をご説明ください。また、その執行状況と、更新周期に対する積み残しの状況をご説明ください。

3、更新周期に沿い、積み残しとならないための修繕計画の拡充が必要と思いますが、いかがでしょうか。

4、外壁改修の計画と、その執行状況についてご説明ください。居住者からの要望があった場合には、その対応が十分なされているのでしょうか。

5、階段手すりの設置計画とその執行状況、住民からの要望に対する執行状況を説明ください。老朽化の進んだ市営住宅で、居住者の高齢化もすすんでいると思われるので、住民からの要望にきちんと応えられるような、事業費の拡充が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上5点、都市建設局長に伺います。

(答弁)

更新周期のある畳・風呂釜・給湯器について、5年間の実績と未完了戸数を示していただきましたが、それぞれに過去5年間の実績を上回る未完了戸数を残しているというのが実情です。今のペースで計画修繕に取り組んでもそれぞれについて終了するのは5年以上先の話になりますし、その頃は新たに修繕の必要などが出てきます。局長は、「未完了分の解消に努める」と答弁されましたが、それならば現行のペースは引き上げるべきではないでしょうか。

(答弁)

市営住宅の長寿命化計画では、現在施設が耐用年限に到達している住宅が164戸あると報告されていますが、これは年々増えていきます。老朽化が進めば、必要な修繕費用も増えます。最初の答弁で、計画修繕経費が毎年1億円程度増えていましたが、その抜本的拡充が必要なことは明らかです。長寿命化計画の計画修繕実施方針では、「残りの供用期間が短い棟では計画修繕は実施しない」と書かれています。それでは良好な住環境を提供することはできません。この点は改め、すべての団地で適切な修繕を行っていかれるよう要望して、質疑を終わります。